



経済産業省



中小企業庁

新型コロナウイルス感染症で
資金繰りにご不安を感じている
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の
新型コロナ感染症特別貸付などに加えて、

民間金融機関でも
ご支援できます

民間金融機関でも
実質無利子
無担保
据置が最大5年間

民間金融機関による
信用保証付
融資の保証料が
半額又は**ゼロ**に

借り換えも
保証料ゼロ
金利負担
実質ゼロに

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。



支援が受けられる場合についてまとめました

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。

さらに、民間金融機関による信用保証付融資でも当初3年間金利負担が実質的に無利子になります。

セーフティネット保証または危機連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。また、当初3年間は、利子分を事後的に補給するため、金利負担が**実質的に無利子**になります。

(**なお、民間金融機関による信用保証付融資も同様に実質無利子・無担保・最長5年元本返済据置の融資となります**)。※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の 対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機連保証は、既に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることは**ありません。

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の 条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。
また、民間金融機関による信用保証付きの既存債務も借り換えて返済の負担を軽減できる場合があります。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
資金需要が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して 資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。

また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口
TEL: 0570-783183
(平日・土日祝日 9:00-19:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

【検索ワード】 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも
実質無利子※・無担保・据置最大5年融資を拡大します。
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機連保証）の
保証料を半額又はゼロにします。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、**セーフティネット保証4号・5号、危機連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：3000万円
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を
満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

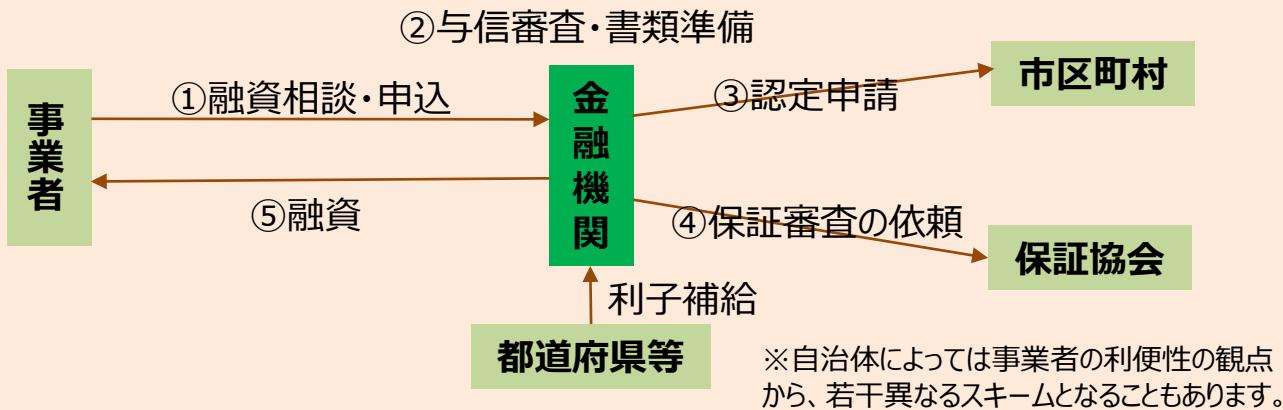
裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



※自治体によっては事業者の利便性の観点から、若干異なるスキームとなることもあります。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機連絡保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機連絡保証

いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

5月1日より順次各都道府県等にて制度を開始しますので、
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。



申請に必要な情報を教えてください。

①市区町村認定書(セーフティネット保証4号・5号、危機連絡保証のいずれか)
※令和2年1月29日～7月31日までに取得した認定書の有効期限は8月31日まで延長されます。

②金融機関必要書類

③保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。